



Title	原子力災害後の葉たばこ生産農家における経営対応に関する調査研究
Author(s)	吉仲, 怜; 小松, 知未; 棚橋, 知春
Citation	農村経済研究, 34(1), 87-94
Issue Date	2016-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/69993
Type	journal article
File Information	StudiesOnTheAdaptationOfFarming.pdf



【論 文】

原子力災害後の葉たばこ生産農家における経営対応に関する調査研究

吉仲 怜・小松知未*・棚橋知春*
(弘前大学・*福島大学)

Studies on the Adaptation of Farming in Production of Tobacco Leaves after the Nuclear Disaster

Satoshi YOSHINAKA (Hirotsaki University)
Tomomi KOMATSU (Fukushima University)
Tomoharu TANAHASHI (Fukushima University)

This article clarified the actual situation of adaptation of farming in tobacco leaves production after the nuclear disaster in Fukushima. The nuclear disaster in Fukushima had a great influence on the agricultural production of the disaster area. In particular, the influence is huge that tobacco leaves production area and those production farming. In addition, after a disaster, following instructions and the switch to other crops were derived. Therefore, the farmer pushed forward the switch to an abolished product or other sections. In this way, The production of tobacco leaves products reduction occurs for a complex reason. The first is a structural factor. The second is a farmer switch to other item. Furthermore, farmers showed that the following problems after a disaster, 1. farmland flow with the aging, 2. labor force supply and demand including family labor force, 3. production control such as the soil management.

Key words: Tobacco Leaves Production, Adoption of Farming, Nuclear Disaster

1. 課題

福島県における原子力災害は、被災地域の農業生産に多大な影響を及ぼした。特に葉たばこ産地やそれら生産農家では、居住制限や作付制限、農地除染事業といった対策が採られている。この間、震災後の休作指示とその後の他作物への誘導政策により、葉たばこ生産農家の一部が廃作もしくは葉たばこ以外の他部門への経営転換も図られている¹⁾。このような経営形態の変化を含め、営農意欲の減退や高齢化に伴う営農中止などにより、葉たばこ産地の後退が著しい状況にある。

ただしこのような状況のなかではあるが、災害後の年数の経過により作付制限が解除されたことに伴い、2015年度には作付けが大幅に再開するなどの動きがみられる。これら農家は、生産時・出荷時における放射性物質対策など、災害後の葉たばこ作において、これまでとは異なる技術的要請や制約が生じたことに伴い、新たな経営対応も求められている。

そこで本報告では福島県における葉たばこ生産を対象に、原子力災害による休作や除染対策など、この間、種々の対応を採ってきた生産農家に焦点を当て、災害後の経営対応の実態を分

析する²⁾。具体的には、葉たばこ生産農家別データ（所在地、年齢、栽培面積）、および葉たばこ生産農家（主産地である田村市から選定、8件）に対するヒアリング調査結果を用いて、福島県内の葉たばこ生産農家の経営対応の特徴を整理する。

対象とした地域について、1990年代初頭に葉たばこ農家の規模階層分化が生じている点が指摘されている³⁾。同時にその要因は、①基幹労働力の充実、②機械装備、③栽培管理の充実、といった3点としてまとめられている。特に福島県の被災産地では、葉たばこ作部門を中心としながら、山林資源（落ち葉・腐葉土）を用いた地力利用が図られるなどしてきたが、震災後、これら取り組みも制限されているなど、③に該当する栽培管理面においては新たな技術対応が必要な局面が生じている。また①の農業労働力についても、高齢化や生産調整に伴う経営規模の縮小がみられる一方、再開後の経営規模の拡大を図る事例もみられるなど経営対応に差がみられる。

そのため、これら現在営農を再開した農家群における経営諸資源・要素の分析を通じて、今後の営農継続を支援する知見を得ることが必要である。

2. 福島県における葉たばこ生産減退の特徴

図1には葉たばこ作付面積の推移を示した。福島県では、1980年代前半までは7,000haを超える作付面積があり、都道府県別のシェアにおいても12%（全国1位、1981年）と、主要なたばこ生産地として位置付いていた。しかしながら、1980年代後半のJTによる生産調整（奨励金支払）により急激に作付面積を減少させた後、葉たばこ作付面積は減少傾向にある⁴⁾。

ただし、福島県における減少の程度は全国と比べて小さい。ところが今般の原子力災害の発生は、前述の動きを大きく変えている。

詳しくみていくと、原子力災害前の福島県における作付面積は998ha（都道府県別シェア7%、全国8位、2010年）であった。2011年3月におきた福島第一原発事故による原子力災害以降、

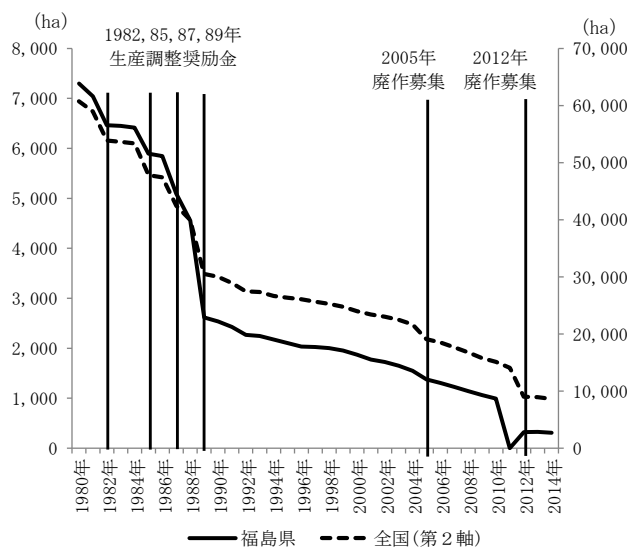


図1 福島県における葉たばこ作付面積

資料：全国たばこ耕作組合中央会、福島県たばこ耕作組合資料より作成。

福島県の作付面積は2010年から14年にかけて、998ha→0ha→321ha→326ha→307haと大きく変動した。2011年度は福島県内全域で休作が指示された⁵⁾。2012年には一部で作付が再開されたものの、2014年時点でも作付面積は原子力災害前の1/3以下となった。

ただし、原子力災害の影響もさることながら、2012年度に実施された全国的な廃作募集の影響も大きい⁶⁾。このとき、全国合計の廃作申込面積は4,412ha（39%）にのぼる。福島県における廃作割合は42%と全国平均を上回っており、大幅に生産が減退した。

原子力災害の発生とそれによる休作指示は、葉たばこ作をめぐる廃作への農家の対応を強める形になったとみられる。

3. 分析結果

1) JT 自社基準による葉たばこ作付制限

原子力災害後、食品衛生法の放射性物質の基準値にもとづき、2012年度以降、農家は「葉たばこ出荷時（乾燥後）100Bq/kg未満」となるよう栽培を行っている。これはJTが葉たばこ購入にあたり自社基準⁷⁾を設定したことによる。

また、葉たばこ出荷時の放射性物質の検査は、JTが国内の葉たばこ農家を対象に一律に実施

し、購買前検査の段階で基準値 100Bq/kg を超えた場合、JT は農家に買入れできないことを通知することとした。

この条件により 2012 年以降、購買前検査で自社基準 100Bq/kg を超える可能性が高いと判断した地域に休作を指示した。休作の指針は、原子力災害対策本部による水稲作付制限の指針を参照しながら、JT が独自に設定した。

2) 葉たばこ農家区分別の動向

図 2 に葉たばこ農家数の推移と内訳を示した。2010 年から 2014 年までは実績、2015 年は 2 月時点の計画（契約者数）である。葉たばこ農家は、①当該年に廃作、②避難による休作、③JT 指示による休作、④作付継続の 4 区分に分けられる。

①廃作した農家数は、67 戸→100 戸→491 戸→8 戸→21 戸→31 戸（2010 年から 2015 年）となっている。2012 年の廃作募集時に、突出して高い値を示している。

②避難による休作は、地域的に避難指示区域に自宅や圃場が位置している農家である。葉たばこ農家は、居住制限区域に位置する阿武隈高地の中山間地域に多く分布している。この区分に該当する農家は 167 戸（2010 年対比 13%）で、2012 年から 2015 年まで変化はない。

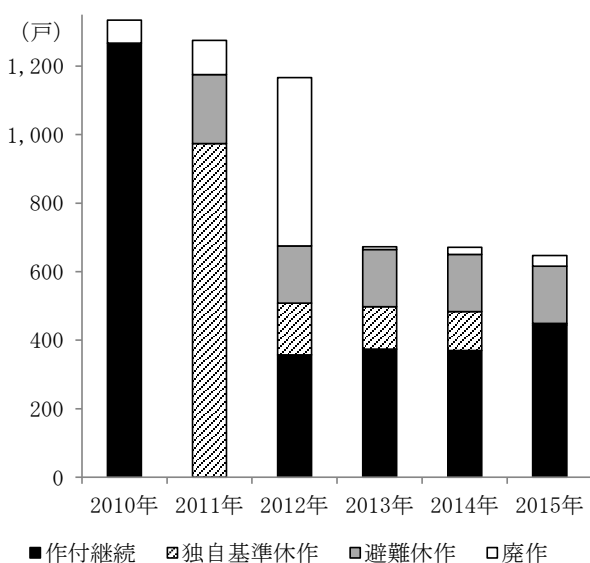


図 2 福島県における葉たばこ農家区分

資料：福島県たばこ耕作組合資料より作成。

註：2010～14 年は実績値、2015 年は計画値である。

③JT の独自基準による休作が指示された農家数は、2011 年は福島県全域の 974 戸、2012 年以降は 151 戸→124 戸→113 戸→5 戸と推移している。2015 年になってようやく休作数が大幅に減少している。2012 年度には、休作圃場を対象に除染事業⁸⁾が導入されているが、除染完了直後の 2013 年に栽培再開可能となった農家はわずか 27 戸であり、2014 年まで 4 年連続で休作が指示された農家が 113 戸（2010 年対比 9%）存在している。除染事業を導入したものの、休作指示が撤回されるような直接的な効果は得られなかったことがわかる。

④作付継続は、1,267 戸→0 戸→353 戸→374 戸→370 戸→444 戸（2010 年から 2015 年）である。原子力災害から 4 年後の 2014 年時点で、作付している農家数は、作付面積と同様に 1/3 以下まで減少している。

表 1 に以上の類型の特徴を整理した。全体の廃作割合は 42%となっている。地域別にみると、農家数が多い県中地域で 541 戸中 50%、県南地域で 238 戸 47%と高い廃作割合を示している。一方、放射性物質の影響が大きく、避難や作付休止が続いている相双いわき地域、県北地域では、廃作者は 22～25%と相対的に少ない。

栽培面積規模別にみると、75a 未満の小規模

表 1 類型別の特徴（2012 年）

		生産者区分別(戸)					廃作割合 (%)
		合計	廃作	避難	休止	作付継続	
合計		1, 167	491	175	123	378	42
地域別	会津	90	35	0	0	55	39
	県南	238	113	0	8	117	<u>47</u>
	県中	541	273	0	62	206	<u>50</u>
	県北	137	34	54	49	0	25
	相双いわき	161	36	121	4	0	22
年齢別者	49歳未満	125	58	28	15	24	<u>46</u>
	50歳代	279	107	54	42	76	38
	60-64歳	302	81	45	41	135	27
	65-69歳	197	82	21	14	80	42
	70歳以上	264	163	27	11	63	<u>62</u>
規模別 栽培面積	25a未満	28	19	5	1	3	<u>68</u>
	25-50a	314	201	51	18	44	<u>64</u>
	50-75a	364	177	46	29	112	<u>49</u>
	75-100a	140	42	18	18	62	30
	100-125a	148	28	23	20	77	19
	125-150a	59	9	13	11	26	15
	150a以上	114	15	19	26	54	13

資料：福島県たばこ耕作組合資料より作成。

層で 49～68%と高い廃作率を示す。また契約者年齢別でも、70 歳以上が 264 戸中 62%と、葉たばこ栽培面積が小さい小規模経営の多くが葉たばこ部門から撤退したことがわかる。

ただし、49 歳未満が 125 戸中 58 戸（46%）と高い廃作率を示している。他部門への転換を含めた対応を採ったことが推察される。

3) 作付再開・継続農家の営農実態

①事例の概要と生産実績

調査対象は、前出表 1 の県中地域にあたる福島県田村市の葉たばこ生産組合に属する農家 8 件である。2015 年に再開する農家 3 件、11 年を除き作付を継続している農家 5 戸への調査結果をもとに、原子力災害への経営対応実態と課題を整理する。

表 2 には調査農家の概要を示した。畑面積は 130～270a と倍近い面積の乖離があるが、全て

葉たばこ面積とした場合、総じて平均的な作付面積規模より上層に位置する。また労働力は、経営主夫妻 2 名を基幹として、補助労働力として親世代が収穫乾燥作業に係る季節労働に従事している形態が多い。また、適宜雇用労働力が導入されている。

また、1 事例を除き作付面積は維持または減少している。その理由については、家族労働力の高齢化（体力的な理由）を指摘している。その一方で、面積は変化していないものの、借入農地の返還と借り換えを進めることにより耕作団地の集約化を進めているケースもみられる。

なお表出していないが、水稻部門や他作物の導入実態を述べておく。水稻部門については、8 件中 3 件が個人で対応しているが、組織や個人への委託、集落営農化が進められている。また、他作物の導入も 1 件（事例 C、花苗）を除いては、震災時に多少の取り組み（事例 A、事

表 2 調査事例農家の経営概要と葉たばこ生産の変化

		継 続					4年間休作		
		A	B	C	D	E	F	G	H
経営 面積	畑 (a)	180	160	140	130	130	270	240	190
	うち借入	120	80	60	15	100	120	200	160
	水田 (a)	100	(法人貸付)	110	83	40	100	55	50
施設	ハウス	11	16	16	12	14	35	40	15
	鉄骨倉庫	4	2	2	2	1	3	2	2
基幹労働力 (人)		2	2	2	2	2	2	2	2
		主63, 妻63	主52, 妻51	主63, 妻62	主67, 妻65	主30, 主父58	主62, 妻60	主51, 妻51	主56, 妻57
労働 力 (年齢)	補助労働力	主母親90 (葉編)	主母親76 (150日)	主父親93 (60日, 葉 編, 草刈)	娘夫婦 (数日)	祖父母 (葉編)	主母親82 (葉編)	主母親87 (60日)	なし
	雇用 (のべ日数)	30	10	95	100	30	200	200	50～60
		35	27	40	32	-	40	34	28
後継者		同居, 他産業 就業	同居, 他産業 就業	同居, 公務員	娘婿, 同居, 他産業就業		他出, 他産業 就業	県内他出, 他 産業就業	同居, 他産業 就業
機械	TR (ps)	37, 14	42	50, 15	43, 28, 22, 13, 11	29	50, 35, 21	42, 33, 10	41, 15
	移植体系	手植え	手植え	手植え	移植機	手植え	移植機	手植え	手植え
	高架型作業機 (台)	1	0	2	2	1	3	0	1
	圧縮梱包機 (台)	1	1	2	3	2	4	3	3
葉たばこ 作付面積	2010年	180	160	140	220	100	330	240	190
	2015年	165	160	140	130	140	270	240	190
販売	包数 (2014)	170	NA	122	NA	119	-	-	-
	重量 (10a)	250	NA	230	NA	250	-	-	-
面積変化 の要因		・体力的な理由で作付減少 ・条件が悪い ほ場は段取りが大変	変化なし	この5年では変化はないが、15年前の頃から徐々に減らしていた途中	年齢と共に減らしている	・祖父からの継承、震災前から徐々に集積途上 ・10年で毎年10aほどづつ借入、ほ場10枚程度	NA	・水稻を減らしてたばこに絞るため、水田減少 ・面積変化はないが、24団地から7～8団地に集約、廃作募集で条件にあう土地を探している	変化なし

資料：聞き取り調査（2015 年 2 月実施）より作成。

表3 休作指示下の態度と具体的対応

	態度	具体的対応	
		兼業等	ほ場作業
継続	A	・ どうせ買ってもらえないと考える とやる気が出なかった	・ もともと土建業と兼業
	B	－	－
	C	・ 考える余裕はなかった	・ 秋用に葉ボタン苗に取り組む
	D	－	・ 2011年、客土実施。土づくりは必要なので購入 肥料で土づくりを実施（次年度に備えた）
	E	・ 苗を処分することが悔しく、多少 でも作付けしようかと思ったが、迷 惑を掛けるので思いとどまる	・ 青森や宮崎のたばこ農家へ研修も兼ねて出稼ぎ
4年 休作	F	－	・ 年3回ほどの切り返し作業 （サブソイラ→ロータリー2回、2年 ほど実施）
	G	－	・ ゼオライト、カリウム投入、プラウで反 転耕
	H	・ 意欲低下を防ぐことを意識	・ 個人的に秋田や会津といった他産地を視察 ・ ゼオライトなどの資材投入 ・ プラウ2回→ロータリー2回 ・ 法面管理や灌木伐採など再開に備えた

資料：表2に同じ。

例G）がみられるのみである。野菜作については、労働力の繁忙感にくわえて、収益の安定性と出荷団体の出荷規格への対応に否定的な見方が目立つ。

表3に各事例について、休作期間の対応の特徴を示した。4年間の休作期間があった事例F・G・Hについては、休作期間の除染作業を行うことが必要だったが、地元の除染事業に従事するなどの対応がみられる。また研修や視察、アルバイトといった行為を通じて、葉たばこ他産地へ赴き、研鑽に努めるといった事例もみられ

る（事例E・H）。このような行為により、葉たばこ作の再開に向けて意欲を保持してきたものと考えられる。

表4に被害後の土づくりの状況とその評価について、また、放射線対策に関わる生産管理対策の状況を示した。これまで里山を中心とした山林の落葉や腐葉土を収集し、育苗床土や堆肥資材として利用していたが、震災後里山管理ができない状況となった。そのことにより、山土・落葉が利用できない状況が続いている。そのため、耕作組合を通じた代替資材の斡旋とその購

表4 被害後の土づくりの状況とその評価

	土づくりの状況	評価	放射性物質の技術的対策	
継続	A	・ 堆肥1.5t/10aから500kg/10aへ減少	リビングマルチ（H23以前より実施）	－
	B	・ 落葉利用し、堆肥は近隣から取得していたが、現在は代替資材を利用 ・ 代替資材総額で10万円以上 ・ 賠償が打ち切られても代替資材を使用する予定 ・ 現在は代替資材	リビングマルチ	古い資材の使用・管理
	C	・ 深耕で対応しているが、乾葉の質・等級が落ちる印象がある	リビングマルチ	防風ネット：震災前より（ソルゴー）
	D	・ 落ち葉については4年間利用を中止し代替資材を利用している ・ かつては自己所有の山とよその山に入り、落ち葉・木の葉を集めていた	リビングマルチ（定植時に同時播種）	雨の後には作業をしない
	E	・ 近隣の畜産（繁殖）農家より購入する堆肥1.5t/10aを散布	生分解性マルチ	ソルゴー、防風ネット
4年 休作	F	－	乾燥施設のネットを2段にして進入防止	土の上に置かない
	G	・ 自家所有山林と周辺の山林の腐葉土を利用して、肥土・肥料として利用していた（2年をかけて切り返し、10t/年を確保していた）	・ JTの代替資材だけでは、試験耕作の結果や生育をみても足りない、土づくりが重要だと再認識	－
	H	・ 自分の山林で落ち葉を集めていた ・ これまでは牛糞も使用していたが今後は使用が難しい ・ 代替資材を購入する予定	・ 収量の低下が懸念	－

資料：表2に同じ。

表5 各事例が抱える課題と方向性

	経営要素面での課題・対応方針	地域的課題認識
A	<規模>年齢的な問題で面積を減らして集約化を図る	-
B	<規模>地区のたばこ団地はほぼ整備で団地化 <労働力>後継者不在、母親の高齢化に伴い面積を減らす	<地域>休作エリアから臨時雇用労働力が調達できていたが、営農再開になると労働力不足の発生が懸念
C	<労働力>15年前のけがから徐々に減らしていた途中 <労働力>苗物を中心としたたばこ部門の作業集中の回避	<地域>田村は養蚕・繁殖・たばこ比較的単価の目処が立ちやすい部門で成り立ってきた。安定性がないもの（野菜）などは合わない
継続	D <規模><労働力>年齢とともに減少	<地域>半数以上廃作し、また施設の老朽化により育苗センターを解散したため、苗は購入に切り替えている <地域>タバコ廃作跡地に露地ネギ栽培農家が参入しているが、雇用も支えているため営農の継続を期待
E	<規模><資本>面積拡大と施設・機械投資のバランスを重視したい <資本>大きく拡大はしないがそろそろ施設が手狭なので思案中、機械優先で投資	-
F	-	<地域>（個人的には）面積重視で質が悪いといわれていた生産者を中心に他作物へ転換したため、現在の耕作者で産地を維持したい
4年 休作	G <資本>JTの補助事業は若年担い手しか活用できないが、休作期間を理由に申請認可、営農再開に向け機械投資	<資本><地域>2012年の廃作集中で中古機械が多く出回ったが口コミで取引されたため、うまくマッチングが図られずに終わったのは残念
H	<労働力><資本>投資して良いのか迷っているが、体力的には限界があるので機械が必要になる	<地域>育苗センターの構成員数が減少したことによりコストアップ

資料：表2に同じ。

入により補っている。しかし、それらの地力向上への効果には否定的な見方をしている農家も多い。ただし、これまで行われてきた土づくりの実践は、今後も断念せざるを得ない状況にある。そのため、畜糞堆肥の利用を含めた新たな形を模索するといった評価がみられる。

表5には、各事例や地域が抱える課題や方向性について、規模（土地）と労働力、資本といった経営要素に合わせて質的な評価を整理した。

経営規模面では、基幹労働力2人体制のもと後継見通しが弱いことから、高齢世帯を中心に年齢に応じて面積を縮小させる意向がみられる。ただし、廃作跡地の取得による農地の集約化や団地化などの積極的な意向を有している事例もみられる。また労働力面では、家族労働力の高齢化による質の低下はもとより、個別的また地域的な部分において、繁忙期の臨時雇用労働力の確保を課題視している事例も多い。さらには、そういった状況において、労働力の低下や規模拡大を補いうる専用機械等への投資が必要とされている。しかし葉たばこ生産をめぐる情勢の変化が不透明のなか、意志決定の迷いを生じさせている。

4. 考察

葉たばこ生産においては、JTが厚生労働省・原子力災害対策本部の指針を援用し、自社基準

により生産・出荷の制限を行っていることが大きな特徴である。そのことにより、地域内でも作付が継続している農家と長期にわたり休作を余儀なくされた農家に大きくわかれている。さらに、廃作奨励による生産調整の実施が重なったため、原子力災害後の福島県葉たばこ作の産地は大きく変化することとなった。

JT自社基準により、2014年までの4年間、広域的に休作が指示されていた（113戸）農家も多い。2012年度に除染事業を導入したものの、試験耕作で自社基準値を下回るまでには、放射性セシウムの経年減衰を待たねばならず、作付再開までには5年間の時間を要した。これら農家も2015年度は作付が回復することとなり、生産減退に一定の歯止めが期待される。しかし同時に、JT・福島県たばこ耕作組合は、放射性セシウムの原料への付着を防止するために、植え付け前の圃場周辺の環境整備から収穫・乾燥に至るまで、年間を通じて営農指導を行っており、放射性物質の付着に細心の注意をはらわなければならない状況が続いている。

そのようななかで、再開・継続農家の現状の経営対応と抱える課題を調査結果から指摘しておきたい。第1に、離農や廃作の継続農家への影響である。これまで葉たばこが作付けられた畑地の不作付化により、農地の取得・集約化の機会が生じている。現在継続している農家は葉

たばこ作付面積が比較的大きい層が中心であるが、震災以前より耕地が分散している状況があったという。そのため作付面積自体変化はないものの、集約化による団地化やそれに近い取り組みのきっかけになった。

第2に、上記と関連して葉たばこ生産農家数自体が減少することによる影響もみられる。例えば、これまで共同で取り組まれてきた育苗作業は、戸数の減少により体制が維持できず中止に追い込まれている。そのため、これまでとは異なる生産体制の確立が必要となっている。

第3に、労働力の問題である。家族労働力の不足や高齢化により、再開を経てもなお経営面積の方向性には個々に課題が残っている。そのなかでも規模拡大を志向する一部の若年層担い手も存在するが、機械や施設投資の判断には迷いがみられる状況である。また雇用労働力においても、高齢化による減少にくわえて災害による休作が解消されることにより、これまでの雇用労働力の調達環境が変化するなど、今後の変化が懸念されている。

第4に、生産における技術的対応である。放射性物質の付着防止に係る諸々の対策はもとより、大きく土づくりの体制に影響が生じている。葉たばこ農家の多くが落葉利用を目的に周辺の里山の管理を行ってきたが、放射性物質の影響により落葉利用が継続出来なくなり、ここ4年間は里山管理を中止している。葉たばこ農家の減少と里山管理停止により、今後の地域資源管理に大きなマイナスの影響が発現することが予測される。そのため、床土や土づくりに用いられる山土や腐葉土に代わる資材の探索や、畑地の休閑を含めた輪作的利用の検討など、新たな土づくりの模索を行う状況にある。

5. 結論

葉たばこ作の生産減退は、たばこをめぐる社会環境やJTの政策による影響に併せて、中山間地域を中心とする農業の衰退のなかで生じていた。しかし、原子力災害による一連の影響と対応は、これまでみられた動きを拍車をかける形となった。そのため生産者段階では、葉たばこ

作からの退出や他作物への経営転換といった対応が、これまでも増して大きく増加する結果となっている。

そのなかで現在営農を継続している、また、2015年度より再開を予定している農家においては、農地流動や労働力需給、土づくり等の生産管理といった諸々の点で課題を挙げつつも、そのなかで新たな対応を模索する動きがみられた。こういった点を考慮すれば、これまでの葉たばこ作及び産地の構造再編をめぐる議論にくわえ、個別経営の積極的再編を評価する分析枠組みが求められるものと考えられる。

そのため、本論文で分析結果として示した諸論点は試論的なものであり、その全面的な解明には更なる実証課題が残されている。特に労働力需給の問題については、地域経済の構造的特徴を踏まえた接近が求められる。この点は本事例に限られたものではなく、わが国の葉たばこ生産に共通する課題である。

注

- 1) 福島県における担い手経営の原子力災害後の動向を把握する上で葉たばこ生産は重要な品目である。その理由は、①一部の中山間地域において主要な品目として栽培され、高い販売金額シェアを占めている、②葉たばこ農家は専業農家割合が高く、多くの農家が認定農業者として地域農業の担い手に位置づけられている、ためである。詳しくは濱田・小山ほか〔1〕、小山・小松〔3〕を参照のこと。
- 2) 高橋・小山〔5〕は、2012年4月時点の調査結果から、福島県内の葉たばこ廃作者の一部が、施設園芸への経営転換を計画していることを確認している。
- 3) 数納・小野〔4〕は主産地の一つである船引町における葉たばこ作の位置づけを整理している。
- 4) 1990年以降、作付面積の減少が緩やかになった背景には、全国たばこ耕作組合「価格の安定に関する覚書」（1990年）が締結され、日本たばこ産業による買入価格の大幅な変動が抑えられていたことがある。
- 5) これは福島県による営農見合わせ通知に従っていた期間に、苗の移植適期を逃したことから、福島県たばこ耕作組合が県内全域で葉たばこ作付を断念することを決めたことによる。福島県全域で作付が休止された経過については、高橋・小山〔5〕参照。
- 6) JTは2012年度に廃作募集を行っている。その理由として、①高齢化の進展、②喫煙と健康に関

する意識の高まり，③喫煙をめぐる規制の強化，④2010年10月の大幅なたばこ税率引き上げなどを背景として需要の減少が続いている，点を挙げている．

- 7) 葉たばこは食品ではないため，食品衛生法の規制の対象外であるため，一般食品の基準値は適用されない．ただ，厚生労働省の暫定規制値 500Bq/kg に準じて，JT は 2011 年度は自社暫定規制値 500Bq/kg を，2012 年には新たな基準値 100Bq/kg に合わせて自社基準値を 100Bq/kg に引き下げて設定している．
- 8) 休作指示が出された葉たばこ圃場では，再開に向けた対策として除染事業が導入されている．具体的には，土壌改良材の散布と反転耕である．実際の除染作業は農家（個人・班）が行った．福島県たばこ耕作組合と JA たむらの助成事業により，休作中の農家のうち 93% の圃場で除染事業を実施することが可能となった．
- 9) たばこ耕作組合中央会・JT・福島県農業総合センターは，放射性物質の影響の低減対策を取りまとめ，営農指導を行っている．対策の内容は，①圃場周辺の環境整備，②葉たばこの地面への付着への注意喚起，③リビングマルチ等による土壌付着・舞い上がり防止，④防風ネットの設置や障壁作物の植え付け，⑤乾燥施設への粗風の進入防止，⑥乾燥室内および周辺の清掃，である．

要旨：本論文は，福島県の葉たばこ生産を対象として，原子力災害後の経営対応の実態を調査分析により検討した．福島県における原子力災害は，被災地域の農業生産に多大な影響を及ぼしたが，特に葉たばこ産地やそれら生産農家に与えた影響は大きい．また，震災後に受けた休作指示と他作物への誘導政策により，葉たばこ生産農家の一部が廃作もしくは他部門への経営転換がすすめられた．このように，葉たばこ作の生産減退は，構造的な要因と農家の他品目への経営転換といった複合的な要因で生じている．また，現在営農を継続している農家においては，高齢化に伴う農地流動，家族労働力を含めた労働力需給，土づくり等の生産管理，の点で，震災後の経営対応には課題が生じていることを示した．

キーワード：葉たばこ生産，経営対応，原子力災害

引用文献

- 〔1〕濱田武士・小山良太・早尻正宏『福島に農林漁業を取り戻す』みすず書房，2015．
- 〔2〕小松知未「原子力災害の被災地域における放射性物質対策の実態と支援方策－福島県・伊達地域を事例に－」『農村経済研究』，第 32 巻第 1 号，2014，25-35．
- 〔3〕小山良太・小松知未『農の再生と食の安全－原発事故と福島の 2 年－』新日本出版社，2013．
- 〔4〕数納朗・小野直達「バーレー種主産地における葉たばこ作経営の展開と条件について－福島県船引町を対象として」『農業経営研究』，第 41 巻 2 号，2003，76-79．
- 〔5〕高橋祥世・小山良太「原子力災害が地域農業へ与えた影響と協同組合の取り組み－福島県葉たばこ作付け制限と専門・総合農協の対応－」『協同組合研究』，第 32 巻第 1 号，2012，93-104．

〔2016 年 3 月 31 日受理〕